



第94回定時株主総会 招集ご通知に際しての インターネット開示事項

本記載事項（(ご参考)を除く）は、監査役及び会計監査人が監査報告を作成する際に行った監査の対象に含まれています。

目 次

事業報告

■取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを 確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制	2
■内部統制の運用状況の概要	4
■会社の新株予約権等に関する事項	6
・当事業年度末日において当社役員等が保有する新株予約権の状況	
・当事業年度中に当社使用人等に交付した新株予約権の状況	
■会計監査人の状況	9
・会計監査人の名称	
・会計監査人の報酬等の額	
・非監査業務の内容	
・会計監査人の解任又は不再任の決定の方針	

連結計算書類

■連結持分変動計算書	10
■連結注記表	11
■（ご参考）連結キャッシュ・フロー計算書	18

計算書類

■株主資本等変動計算書	19
■個別注記表	20

事業報告

会社の体制及び方針

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制 その他業務の適正を確保するための体制

丸紅株式会社（以下、丸紅という）は、社是及び経営理念※に合った企業活動を通じ、企業価値の増大を図るとともに、安定的かつ持続的なグループ企業基盤を構築するため、会社法及び会社法施行規則に基づき、以下のとおり、丸紅の業務並びに丸紅及び丸紅グループ各社（丸紅の連結子会社及び丸紅が実質的に子会社と同等とみなす会社をいう。以下同じ）から成る企業集団（以下、丸紅グループという）の業務の適正を確保するための体制に関する基本方針（以下、内部統制の基本方針という）を整備する。丸紅は、社会の変化に対応し、内部統制の基本方針を常に見直すことにより、より適正かつ効率的な体制を実現するものとする。

①取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制	②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制	③損失の危険の管理に関する規程その他の体制	④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
(1) コーポレート・ガバナンス ①取締役及び取締役会 ●取締役会による取締役の監督 ●取締役会議長に原則として、代表権・業務執行権限を有さない会長が就任 ●取締役会による取締役の担当の決定 ●取締役による取締役会への業務執行状況報告（3カ月に一度以上） ●取締役の任期一年 ●社外取締役の選任 ●執行役員制による業務執行の効率化及びグループCEOによる会社の全般的経営への参画と担当グループ業務全般の統轄 ②監査役及び監査役会 ●監査役及び監査役会による取締役の職務執行の監査 (2) コンプライアンス ①コンプライアンス体制 ●丸紅行動憲章、コンプライアンス・マニュアル他グループ共通の行動規範の策定 ●コンプライアンス委員会他各種委員会による諸施策 ②内部通報制度 ●「勇気の扉」、「Marubeni Anti-Corruption Hotline」の設置 ③反社会的勢力との関係遮断 ●反社会的な活動・勢力との一切の関係遮断 (3) 内部監査 ●社長直轄の監査部による内部監査、全社における自己点検及び監査部監査の取締役会報告 (4) 懲戒処分 ●ガバナンス・報酬委員会及び賞罰審査委員会に諮った上での厳正な処分	(1) 情報の保存及び管理並びに情報流出防止 ●情報資産管理規程を整備し、保存対象情報資産、保存期間、情報管理責任者を設定 (2) 情報の閲覧 ●役員及び監査役は保存情報資産をいつでも閲覧可能	(1) 職務権限の原則 ●役員・社員の職務権限を明確に規定 (2) 稟議制度 ●職務権限規程及び稟議規程に基づき個別案件を投融資委員会にて審議、経営会議に付議、社長決裁。更に案件重要度等に応じ取締役会で承認。重要案件をフォローアップし、経営会議へ定期報告 (3) リスク評価 ●定量化可能リスクについては、統合リスク管理を実施 ●定性リスクについては、コンプライアンス体制の強化等により管理 (4) 危機管理 ●自然災害等重大事態発生に対処するため、事業継続計画を策定し、損害・損失等を最小限にとどめるための具体策を迅速に決定・実行	(1) 経営方針、経営戦略及び経営計画 ●丸紅グループの全役員・社員が共有する目標を設定 (2) 経営会議 ●経営会議を設置し、経営に関する最高方針及び全社的重要事項を審議 (3) 営業グループ及びコーポレートスタッフグループ ●営業グループ制を導入し、グループCEOに権限を委譲 ●コーポレートスタッフグループが各専門分野にて営業グループを管理・牽制・支援 (4) 職務権限・責任の明確化 ●取締役会及び諸規程にて役員の担当及び各役員・社員の役割分担、権限、責任及び意思決定のルールを設定

※社 是：「正」（公正にして明朗なこと）

「新」（進取積極的にして創意工夫を図ること）

「和」（互いに人格を尊重し親和協力すること）

経営理念：「丸紅は、社は「正・新・和」の精神に則り、公正明朗な企業活動を通じ、経済・社会の発展、地球環境の保全に貢献する、誇りある企業グループを目指します。」

⑤企業集団における業務の適正を確保するための体制	⑥監査役職務を補助すべき使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項	⑦取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制	⑧その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
(1) 丸紅グループ運営体制 ●グループ各社の経営実態の把握、指導及び監督を行う責任者の決定 ●グループ会社の経営体制に係る指針の決定 ●グループ各社の取締役等の職務執行に係る事項の丸紅への適切な報告 ●グループ各社の損失の危険の適切な管理 ●グループ各社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保 ●グループ各社の法令等遵守を確保 (2) コンプライアンス ●コンプライアンス委員会によるグループ会社コンプライアンス活動の支援・指導 ●全グループ社員への「勇気の扉」、[Marubeni Anti-Corruption Hotline] 開放 (3) 財務報告及び資産保全の適正性確保のための体制整備 ●内部統制委員会の活動等を通じ、連結財務諸表等の財務報告について、信頼性を確保するためのシステム及び継続的にモニタリングするために必要な体制の整備 ●グループ各社が有する資産の取得・保管・処分が適正になされる体制の整備 ●開示委員会を設置し、適時適正な情報開示体制の整備 (4) 監査 ●監査部による丸紅グループ各社往査 ●監査役及び会計監査人による丸紅グループ各社の監査・会計監査の実施	(1) 監査役室の設置 ●監査役室及び監査役の職務を補助する専任者の設置 (2) 監査役室員の人事 ●監査役室員の人事（異動、評価、懲戒等）について、監査役の事前同意を取得	(1) 監査役による重要会議への出席 ●監査役による取締役会・経営会議その他重要会議への出席 (2) 役員・社員による監査役への報告 ●社長と監査役のミーティングを定期的開催 ●取締役、グループCEO、本部長及びコーポレートスタッフグループ部長による監査役に対する業務執行状況報告 ●丸紅に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときの役員による監査役への報告 ●グループ各社の取締役・監査役及び使用人等又はこれらの者から報告を受けた者が直接又は間接的に丸紅の監査役に重要な報告を行うための体制の整備 ●監査役の報告要請に対する協力 ●監査役に報告を行った者が当該報告をしたことを理由として丸紅又は丸紅グループ各社において不利な取扱いを受けないことを確保するための体制の整備	(1) 監査部、会計監査人及び丸紅グループ監査役との連携 ●監査役による監査部及び会計監査人の監査計画の事前受領並びに定例会議による監査方針及び監査結果報告に係る意見交換 ●監査役による丸紅グループ各社監査役との連携 (2) 外部専門家の起用 ●監査役による弁護士等外部アドバイザーの任用 (3) 監査費用 ●監査役からの求めに応じ、外部専門家の費用その他監査役の職務の執行について生ずる費用を負担するための予算を設定

平成18年5月12日 制定

平成29年4月26日 改正

内部統制の運用状況の概要

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

丸紅は、『正義と利益のどちらかを取らねばならない状況に遭遇したら、迷わず正義を貫け』という基本原則を掲げ、それを具体化したコンプライアンス・マニュアルを作成し、法令の制定・改廃や経済・社会の動向に応じて毎年見直しを行っています。当期もコンプライアンス・マニュアルを改訂し、これを遵守する旨の宣誓書を役員・従業員全員より取得しました。

特に競争法遵守のため、社内規程の見直しや、競争法を含むコンプライアンスに関する従業員の再教育を実施する等、更なる体制強化に取り組んでおります。また、労働時間の適正な管理のため、ガイドラインを定め、社内啓発活動を継続しております。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

情報資産の作成及び保管、保存、廃棄等、情報資産の取り扱い・管理について、業務能率を上げるとともに、情報セキュリティレベルの向上を図っています。また、情報資産流出防止に向け運用ルールを定め、決算情報等インサイダー情報を含む機密情報についてはクラウド型ファイル共有システムにてアクセス可能な者を限定するなど、厳格な管理を行うようにしました。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

役員及び役職者は、取締役会の決議による業務担当に基づき、職務権限規程及び業務分掌規程等の定めに従い、各職務及び業務に係るリスク管理を行いました。

稟議案件を審議する投融資委員会を当期は24回開催し、PATRAC、IRR等の定量基準・ガイドラインに加え、関係コーポレートスタッフグループ各部の専門的見地からの分析等を通じ、新規投融資案件の精査を引続き行いました。

また、定量化が可能なリスクに関しては、グループ全体でのエクスポージャーを対象とした与信リスク管理、カントリーリスク管理、市場リスク管理等のリスク毎の管理に加え、全社リスクを把握する統合リスク管理の継続強化を図っています。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

中期経営計画“GC2018”（2016～2018年度）の修正を発表し、同修正計画における計数目標の達成に向け、継続的なGC2018推進委員会の開催などを通じて同修正計画の浸透を図りました。

経営会議を当期は30回開催し、全社的重要事項を審議したほか、営業グループ毎のグループ別経営会議を2回開催し、各組織の目標設定及びその進捗状況の管理を実施しました。

取締役会決議により取締役の担当並びに執行役員の選任及びその担当を決定し、職務権限規程の定めに従い、効率的な意思決定及び業務執行をしています。

5. 企業集団における業務の適正を確保するための体制

丸紅は、「事業会社規程」に基づき、丸紅グループ各社の経営実態の把握及び同社に対する指導・監督に努めています。

今期は、昨期策定した「丸紅グループガバナンスポリシー」の浸透策を実施しました。すべてのグループ会社が本ポリシーを共有し、遵守することで、丸紅グループの企業価値向上と持続的成長を図っています。

6. 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

専任の監査役室員が監査役の業務を補助し、同室員の人事決定を行う場合には、事前に監査役の意見を徴し、同意を得ています。

7. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制

社長と監査役のミーティングを定期的に開催し、業務執行状況の報告及び意見交換を行いました。また、取締役、グループCEO、本部長、コーポレートスタッフグループ部長は監査役に対して業務執行状況報告を行いました。

8. その他監査役が監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、会計監査人及び監査部とのミーティングを毎月開催し、監査計画、子会社も含めた監査結果、財務報告に係る内部統制状況等について、情報・意見交換を実施しました。

また、丸紅グループ各社の監査役との連携を図り、ミーティングの定期的な開催等により、各社の内部統制の構築及び運用の状況について、情報・意見交換を実施しました。

会社の新株予約権等に関する事項

当事業年度末日において当社役員等が保有する新株予約権の状況

発行年度 (発行決議日)	新株予約権 の数	目的となる株式 の種類及び数	新株予約権の払込金額	権利行使に際 して出資される 財産の価額	権利行使期間
平成28年度 (平成28年 6月24日)	4,724個	普通株式 472,400株	1個当たり 41,900円	1株当たり 1円	平成28年7月12日から 平成61年7月11日まで
平成29年度 (平成29年 6月23日)	5,101個	普通株式 510,100株	1個当たり 67,400円	1株当たり 1円	平成29年7月11日から 平成62年7月10日まで

(注) その他の新株予約権の行使の条件は、下記<株式報酬型ストックオプション>としての新株予約権(平成29年4月17日割当のストックオプション)>及び<株式報酬型ストックオプション>としての新株予約権(平成29年7月10日割当のストックオプション)>と同一です。

<区分別の内訳>

発行年度 (発行決議日)	取締役(社外取締役除く)		監査役		執行役員	
平成28年度 (平成28年 6月24日)	1,717個	6名	143個	1名	2,864個	23名
平成29年度 (平成29年 6月23日)	1,581個	6名	44個	1名	3,476個	22名

- (注) 1. 執行役員のうち、取締役を兼務している者の保有状況は、取締役の欄に記載しています。
2. 監査役が保有している新株予約権は、本人が執行役員在任中の職務執行の対価として交付されたものです。
3. 平成29年度末日における新株予約権の目的となる株式の種類及び数(退任者の保有分を含む)は、普通株式1,004,700株です。

当事業年度中に当社使用人等に交付した新株予約権の状況

＜株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権（平成29年4月17日割当のストックオプション）＞

発行決議の日	平成29年3月29日
新株予約権の数	222個
交付された者の人数及び交付個数	当社執行役員 2名 222個
目的となる株式の種類及び数	普通株式 22,200株 (新株予約権1個当たりの目的である株式の数は100株)
新株予約権の払込金額	1個当たり59,700円
権利行使に際して出資される財産の価額	1株当たり1円
権利行使期間	平成29年4月18日から 平成62年4月17日まで
その他の新株予約権の行使の条件	(1) 新株予約権者は、割当日の翌日から3年を経過する日又は当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日のうちいずれか早い日以降、割当てを受けた新株予約権を行使することができる。 (2) 上記(1)にかかわらず、新株予約権者は、権利行使期間内において、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は取締役会決議がなされた場合）には、当該承認日の翌日から15日間に限り新株予約権を行使できる。（ただし、新株予約権者に再編成対象会社の新株予約権が交付される旨が合併契約、株式交換契約若しくは株式移転計画において定められている場合を除く）。 (3) 上記(1)は、新株予約権を相続により承継した者については適用しない。 (4) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合、当該新株予約権を行使することができない。 (5) 新株予約権者は、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10年間経過した場合、新株予約権を行使することができなくなるものとし、当該時点において未行使の新株予約権を放棄したものとみなす。

（注）平成28年度末日に退任した執行役員2名に対する交付で、在外勤務中に交付を留保していたことによるものです。

<株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権（平成29年7月10日割当のストックオプション）>

発行決議の日	平成29年6月23日
新株予約権の数	5,101個
交付された者の人数及び交付個数	当社取締役 6名 1,581個 当社執行役員 23名(＊) 3,520個 (＊) 同日開催の第93回定時株主総会で当社監査役に就任した執行役員1名を含む
目的となる株式の種類及び数	普通株式 510,100株 (新株予約権1個当たりの目的である株式の数は100株)
新株予約権の払込金額	1個当たり67,400円
権利行使に際して出資される財産の価額	1株当たり1円
権利行使期間	平成29年7月11日から 平成62年7月10日まで
その他の新株予約権の行使の条件	(1) 新株予約権者は、割当日の翌日から3年を経過する日又は当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日のうちいずれか早い日以降、割当てを受けた新株予約権を行使することができる。 (2) 上記(1)にかかわらず、新株予約権者は、権利行使期間内において、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は取締役会決議がなされた場合）には、当該承認日の翌日から15日間に限り新株予約権を行使できる。（ただし、新株予約権者に再編成対象会社の新株予約権が交付される旨が合併契約、株式交換契約若しくは株式移転計画において定められている場合を除く）。 (3) 上記(1)は、新株予約権を相続により承継した者については適用しない。 (4) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合、当該新株予約権を行使することができない。 (5) 新株予約権者は、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10年間経過した場合、新株予約権を行使することができなくなるものとし、当該時点において未行使の新株予約権を放棄したものとみなす。

会計監査人の状況

会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

会計監査人の報酬等の額

①当社が支払うべき公認会計士法第2条第1項の業務についての報酬等の額 585百万円

②当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 985百万円

- (注) 1. 当社は、会計監査人との契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりません。
2. 当社の重要な子会社のうち、Axia Power Holdings B.V.、Gavilon Agriculture Investment, Inc.、Helena Agri-Enterprises, LLC、Marubeni Coal Pty. Ltd.、Marubeni LP Holding B.V.、Marubeni Oil & Gas (USA) LLCは、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。
3. 監査役会は、過年度の監査計画・遂行状況及び監査時間等の推移を確認し、当事業年度の報酬見積りの相当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について同意いたしました。

非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外に非監査業務として、「サステナビリティリスク評価支援業務」等を委託しております。

会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社は、会計監査人に会社法第340条第1項各号のいずれかに該当する事由が認められる場合、監査役会が監査役全員の同意により会計監査人を解任するほか、原則として、会計監査人が適正な監査を遂行することが困難であると認められる場合、監査役会において、監査役の過半数をもって行われる決定に基づき、会計監査人の解任又は不再任の議案を株主総会に付議いたします。

連結計算書類

連結持分変動計算書

(単位：百万円)

科 目	第94期 (平成29年4月1日から 平成30年3月31日まで)	(ご参考) 第93期 (平成28年4月1日から 平成29年3月31日まで)
資本金－普通株式		
期首残高	262,686	262,686
期末残高	262,686	262,686
資本剰余金		
期首残高	142,881	141,504
自己株式の処分	1	△1
非支配持分との資本取引及びその他	△7,587	1,378
期末残高	135,295	142,881
その他資本性金融商品		
期首残高	243,589	—
その他資本性金融商品の発行	—	243,589
期末残高	243,589	243,589
自己株式		
期首残高	△1,374	△1,369
自己株式の取得及び売却	△5	△5
期末残高	△1,379	△1,374
利益剰余金		
期首残高	856,647	737,215
当期利益（親会社の所有者）	211,259	155,350
その他の資本の構成要素からの振替	△4,063	803
親会社の株主に対する支払配当	△45,124	△34,711
その他資本性金融商品の所有者に対する分配	△4,010	△2,010
期末残高	1,014,709	856,647
その他の資本の構成要素		
期首残高	179,294	177,016
その他の包括利益にて公正価値測定される金融資産の評価差額	20,397	11,212
在外営業活動体の換算差額	△89,057	△28,298
キャッシュ・フロー・ヘッジの評価差額	△458	14,054
確定給付制度に係る再測定	3,530	1,131
利益剰余金への振替	4,063	△803
非金融資産等への振替	△1,194	4,982
期末残高	116,575	179,294
親会社の所有者に帰属する持分合計	1,771,475	1,683,723
非支配持分		
期首残高	59,035	98,150
非支配持分に対する支払配当	△5,802	△3,480
非支配持分との資本取引及びその他	5,594	△34,695
当期利益（非支配持分）	5,316	436
その他の資本の構成要素		
その他の包括利益にて公正価値測定される金融資産の評価差額	167	235
在外営業活動体の換算差額	△258	△1,716
キャッシュ・フロー・ヘッジの評価差額	27	94
確定給付制度に係る再測定	83	11
期末残高	64,162	59,035
資本合計	1,835,637	1,742,758
当期包括利益合計の帰属：		
親会社の所有者	145,671	153,449
非支配持分	5,335	△940
当期包括利益合計	151,006	152,509

連結注記表

<連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等>

1. 連結計算書類の作成基準

当社の連結計算書類は、会社計算規則第120条第1項の規定により、国際会計基準（以下「IFRS」という。）に準拠して作成しております。ただし、同項後段の規定に準拠してIFRSにより要請される記載及び注記の一部を省略しております。

2. 連結の範囲及び持分法の適用に関する事項

(1) 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社 276社

MXモバイルリング株式会社、株式会社山星屋、丸紅エネルギー株式会社、日清丸紅飼料株式会社、Axia Power Holdings B.V.、Gavilon Agriculture Investment, Inc.、Helena Agri-Enterprises, LLC、Marubeni Coal Pty. Ltd.、Marubeni LP Holding B.V.、Marubeni Oil & Gas (USA) LLC

(2) 持分法適用関連会社の数及び主要な持分法適用関連会社の名称

持分法適用関連会社 154社

伊藤忠丸紅鉄鋼株式会社、株式会社東武ストア、イオンマーケットインベストメント株式会社、片倉コープアグリ株式会社、TeaM Energy Corporation、TrustEnergy B.V.

連結子会社及び持分法適用関連会社の数には、当社が直接連結経理処理を実施している会社のみ含めており、連結子会社が連結経理処理している関係会社（371社）はその数から除外しております。

3. 会計方針に関する事項

(1) 金融資産の評価基準及び評価方法（IFRS第9号「金融商品」を適用しております。）

償却原価で測定される金融資産：当初認識時は公正価値に取引費用を加算した金額で測定しております。当初認識後は実効金利法を用いた償却原価から減損損失を控除して測定しております。実効金利法による償却は連結包括利益計算書において金融損益として認識しております。

純損益を通じて公正価値で測定される金融資産：公正価値で測定し、公正価値の変動、配当収益及び利息収益（FVTPLの金融資産）は連結包括利益計算書において主に金融損益として認識しております。

その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産：当初認識時は公正価値に取引費用を加算した金額で測定しております。当初認識後は公正価値で測定され、公正価値の変動はその他の包括利益として認識し、その累計額はその他の資本の構成要素において認識しております。ただし、FVTOCIの金融資産からの配当については、連結包括利益計算書において金融損益として認識しております。

償却原価で測定される金融資産の減損：当初認識後に発生した1つ又は複数の事象の結果として減損の客観的証拠があり、かつ当該金融資産又は金融資産グループの見積将来キャッシュ・フローを信頼性をもって見積ることができる場合に、減損していると判断しております。減損損失の金額は、当該金融資産の見積将来キャッシュ・フローを当初の実効金利で割り引いた現在価値、又は観察可能な市場価格に基づき見積っております。また、上記減損損失に加え、当該金融資産に係る債務者及び地域等が有する潜在的なリスクを評価した上で、過去の経験等を考慮に入れて算定される貸倒実績率又は回収可能価額の見積りに基づき減損損失を計上しております。

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産は主に商品、製品及び販売用不動産で構成されており、取得原価（主に個別法又は移動平均法）と正味実現可能価額とのいずれか低い金額で測定しております。

棚卸資産を評価減する原因となった従前の状況がもはや存在しない場合、又は経済的状況の変化により正味実現可能価額の増加が明らかである証拠がある場合には、評価減の戻入れを行っております。

なお、短期的な市場価格の変動により利益を獲得することを意図して棚卸資産を保有している場合、当該棚卸資産は販売費用控除後の公正価値で測定し、販売費用控除後の公正価値の変動は当該変動が発生した期の純損益として認識しております。

(3) 資産の減価償却方法

有形固定資産の減価償却費は、償却可能額を、主として、当該資産の耐用年数に亘る定額法、見積埋蔵量に基づく生産高比例法により各期に配分しております。土地は減価償却をしておりません。また、耐用年数を確定できる無形資産の償却費は、当該資産の耐用年数に亘り、主に定額法により各期に配分しております。なお、耐用年数を確定できない無形資産及びのれんは償却をしておりません。

(4) 棚卸資産を除く非金融資産の減損

有形固定資産、無形資産及びのれんについては、期末日に資産が減損している可能性を示す兆候の有無を判定しております。このような兆候が存在する場合には、当該資産の回収可能価額の見積りを行っております。なお、耐用年数を確定できない無形資産及びのれんについては、減損の兆候があるか否かを問わず、最低限年1回定期的に資産の帳簿価額が回収可能価額を超過しているか否かを確認しております。資産又は資金生成単位の回収可能価額が帳簿価額を下回っている場合は、当該資産の帳簿価額をその回収可能価額まで減額し、減損損失として認識しております。

減損損失認識後は、期末日において、過去に認識した減損損失がもはや存在しないか、または減少している可能性を示す兆候があるか否かを判定しております。このような兆候が存在する場合は、資産の回収可能価額の見積りを行っております。見積られた回収可能価額が資産の帳簿価額を超える場合は、減損損失を戻入れております。戻入れ後の帳簿価額は、過去において当該資産について認識した減損損失がなかったとした場合の帳簿価額（減価償却累計額控除後又は償却累計額控除後）を超えない範囲で認識しております。なお、のれんについて認識した減損損失を戻入れることはしておりません。

(5) 引当金の計上基準

引当金は、過去の事象の結果として、現在の法的又は推定的債務を有しており、当該債務を決済するために経済的便益を有する資源の流出が生じる可能性が高く、かつ当該債務の金額について信頼性をもって見積ることができる場合に認識しております。貨幣の時間価値の影響が重要である場合、引当金は当該負債に特有のリスクを反映させた割引率を用いた現在価値により測定しております。割引計算が実施される場合、時の経過による引当金の増加は金融費用として認識しております。

(6) 退職後給付の処理方法

確定給付資産又は負債の純額の再測定はその他の包括利益で認識し、直ちにその他の資本の構成要素から利益剰余金に振替えております。再測定は、確定給付制度債務に係る数理計算上の差異、制度資産に係る収益（制度資産に係る利息収益の金額を除く）等で構成されております。また、過去勤務費用は直ちに純損益として認識しております。

(7) 収益の表示

物品の販売又は役務の提供に関連する重要なリスク及び経済価値に対するエクスポージャーを有している取引は当事者本人として取引を行っているものと考え、取引の総額を収益として表示しております。上記以外の取引は代理人として取引を行っているものと考え、取引により得られた対価の総額から第三者に対する支払額を差し引いた純額のみを収益として表示しております。

(8) 消費税等の処理は、税抜方式によっております。

4. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項の変更

(1) 連結の範囲及び持分法の適用範囲の変更

連結子会社 ：新規15社 除外24社
持分法適用関連会社：新規12社 除外11社

(2) 組替

連結計算書類の表示方法を変更した場合には、比較情報を組替表示しております。

<連結財政状態計算書に関する注記>

1. 担保に供している資産

現金及び現金同等物・定期預金	941百万円
営業債権及び貸付金（流動及び非流動）	68百万円
棚卸資産	49,879百万円
持分法で会計処理される投資	27,861百万円
有形固定資産（減価償却累計額控除後）	37,856百万円
その他	24,656百万円
合 計	141,261百万円

2. 資産から直接控除した貸倒引当金

営業債権及び貸付金	18,353百万円
長期営業債権及び長期貸付金	31,039百万円

3. 有形固定資産の減価償却累計額及び減損損失累計額 1,227,761百万円

4. 偶発債務

保証債務

通常の事業の一環として関連会社及び一般取引先（以下「被保証者」という。）の負っている義務に対し、様々な保証を行っておりますが、主たる保証は、被保証者の外部借入金等に対する返済を第三者に対し保証するものであります。

当連結会計年度末の保証総額は260,973百万円であり、第三者による再保証等の金額5,934百万円を控除すると、255,039百万円となります。

なお、保証総額（要求払い保証総額）は、履行可能性の程度にかかわらず、保証を履行すべき事象が発生した際に要求される契約上の想定しうる将来最大支払額を表示しております。

訴訟等

当社は、平成23年3月17日付でインドネシア最高裁判所（以下、最高裁）において当社が勝訴した訴訟（以下、旧訴訟※）と同一の請求内容である、損害賠償請求等を求める南ジャカルタ訴訟及びグヌスギ訴訟（併せて以下、現訴訟）について、第一審及び第二審での一部敗訴を受け最高裁に上告しておりましたが、南ジャカルタ訴訟については平成29年5月17日に、グヌスギ訴訟については平成29年9月14日に、それぞれ最高裁判決を受領しました。

※当社がインドネシアの企業グループであるSugar Groupに属するPT. Indolampung Perkasa及びPT. Sweet Indolampungに対して債権を保有し、支払の督促を行っていたところ、当該債務者2社を含むSugar Group企業（PT. Indolampung Perkasa、PT. Sweet Indolampung、PT. Gula Putih Mataram、PT. Indolampung Distillery及びPT. Garuda Pancaarta）が債権者である当社を被告に含めて当社債権・担保の無効確認及び損害賠償の請求を行ったもの。

南ジャカルタ訴訟の最高裁判決内容の要旨は以下の通りです。

南ジャカルタ訴訟：被告6名のうち当社及び丸紅欧州会社を含む被告4名が連帯して原告5社（インドネシアの企業グループであるSugar Groupに属する企業であるPT. Indolampung Perkasa、PT. Sweet Indolampung、PT. Gula Putih Mataram、PT. Indolampung Distillery及びPT. Garuda Pancaarta）に対して合計2億5千万米ドルの損害賠償金を支払うことを命じるもの。

グヌンスギ訴訟の最高裁判決内容の要旨は以下の通りです。

グヌンスギ訴訟：被告7名のうち当社を含む被告5名が連帯して原告4社（インドネシアの企業グループであるSugar Groupに属する企業であるPT. Indolampung Perkasa、PT. Sweet Indolampung、PT. Gula Putih Mataram及びPT. Indolampung Distillery）に対して合計2億5千万米ドルの損害賠償金を支払うことを命じるもの。

現訴訟は、旧訴訟と同一内容の請求に関して、Sugar Groupが再び当社らを提訴したものであり、上記の判決内容は、Sugar Groupの主張を棄却した旧訴訟での最高裁自身の判決と矛盾するものであると考えられます。そのため、当社は、インドネシア最高裁判所法に基づき、南ジャカルタ訴訟については平成29年10月24日に、またグヌンスギ訴訟については平成30年2月6日に、それぞれ最高裁に対して司法審査（再審理）を申し立てました。

当社は、司法審査（再審理）の結果、当該判決が無効になる可能性が高いと判断しているため、当連結会計年度末現在においては、南ジャカルタ訴訟及びグヌンスギ訴訟に対する訴訟損失引当金は認識しておりません。

当連結会計年度末において、上記の他、海外インフラ案件における損害賠償や債権回収に関する未解決の訴訟等がありますが、損失処理を行っている一部案件を除き、結果を現時点で予測することは不可能です。なお、これらに係る詳細な開示は、訴訟等に重要な影響を及ぼす可能性があるため、行わないこととしております。

<連結包括利益計算書に関する注記>

1. 有価証券損益

当連結会計年度において、英国洋上風力発電事業を売却したことに伴い、売却益として11,177百万円を認識しております。

2. その他の損益

当連結会計年度において、「その他の損益」には、海外インフラ案件における損失が含まれております。

<連結持分変動計算書に関する注記>

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数
普通株式 1,737,940,900株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基 準 日	効力発生日
平成29年5月12日 取締役会	普通株式	23,430百万円	13円50銭	平成29年3月31日	平成29年6月2日
平成29年11月2日 取締役会	普通株式	21,694百万円	12円50銭	平成29年9月30日	平成29年12月1日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決 議	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり 配 当 額	基 準 日	効力発生日
平成30年5月15日 取締役会	普通株式	32,107百万円	利益剰余金	18円50銭	平成30年3月31日	平成30年6月1日

3. 当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数
普通株式 40,900株

4. その他資本性金融商品

財務基盤の更なる強化を図るため、平成28年8月に永久劣後特約付ローン（以下、本ローン）により国内金融機関から資金調達を実行しております。

本ローンはIFRS上、資本性金融商品に分類されるため、「資本」区分において243,589百万円（取引費用6,411百万円控除後）を「その他資本性金融商品」に計上しております。

本ローンの概要

① 資金調達総額	2,500億円（トランシェA 1,000億円、トランシェB 1,500億円）
② 最終弁済期限	確定期限の定めなし。 ただし、トランシェAについては、平成33年8月16日及び以降の利払日に、トランシェBについては、平成35年8月16日及び以降の利払日に、当社の事前通知により、期限前弁済が可能。
③ 利息に関する制限	当社は事前通知により任意に利息の支払いを停止し、繰り延べることが可能。ただし、普通株式への配当等が生じた場合には、当該任意停止利息及びそれに伴う追加利息の支払いについて、実行可能な合理的な努力を行う。
④ 劣後条項	契約に定める劣後事由（清算等）が発生した場合、本ローンの弁済順位は全ての上位債権者に劣後する。
⑤ 適用利率	トランシェAについては、平成38年8月の利払日以降に0.25%、平成53年8月の利払日以降、さらに0.75%ステップアップする。 トランシェBについては、平成38年8月の利払日以降に0.25%、平成55年8月の利払日以降、さらに0.75%ステップアップする。

<金融商品に関する注記>

1. 金融商品の状況に関する事項

当社及び連結子会社は、関係強化あるいはその他の目的で様々な金融商品に投資を行っており、そのうち、負債性金融資産については、償却原価で測定される金融資産又はFVTPLの金融資産に分類し、資本性金融資産については、FVTPLの金融資産又はFVTOCIの金融資産に分類しております。金融商品の公正価値は、活発な市場における公表価格で測定しております。金融商品に関する市場が活発でない、又は市場が存在しない場合は、適切な評価技法を用いて公正価値を測定しております。

営業債権及び貸付金に係る取引先の信用リスクは、信用リスクの未然防止のために信用供与の実施に際してリスク管理を徹底しております。

資金調達に関しては、資産構成に合わせた最適資金調達を基本方針とし、銀行をはじめとした金融機関からの間接調達と、社債、コマーシャル・ペーパー等の直接調達を実施しております。

デリバティブ取引については、為替、金利、商品等に係る市場リスクを回避するために行っているヘッジ目的のデリバティブ取引のほか、トレーディング目的でのデリバティブ取引を行っております。このような取引については、厳密なポジションと損失の限度額を設定し、実際のポジション及び損益状況を定期的にマネジメントに報告しております。

2. 金融商品の公正価値等に関する事項

当連結会計年度末における連結財政状態計算書計上額及び公正価値については次の通りであります。

	連結財政状態計算書計上額（*）	公正価値
営業債権及び貸付金（1）	1,454,051百万円	1,454,080百万円
有価証券及びその他の投資（2）	322,628百万円	322,628百万円
社債及び借入金（3）	(2,542,704百万円)	(2,542,717百万円)

（*）負債に計上されているものは（ ）で表示しております。

（注）金融商品の公正価値の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

金融商品の公正価値の見積りは入手しうる市場情報又は他の適切な評価方法によっております。金融商品の公正価値の開示に際し以下の方法と仮定を使用しております。

- （1）営業債権及び貸付金の公正価値は、主に同一の残存期間で同程度の信用格付を有する営業債権及び貸付金に適用される期末日の金利に基づき、割引将来キャッシュ・フローによって見積っております。
- （2）活発な市場のある有価証券の公正価値は、期末日の公表価格に基づいて測定しております。活発な市場のない資本性金融資産及びFVTPLの金融資産に分類される負債性金融資産の公正価値は、割引将来キャッシュ・フロー、第三者による鑑定評価及びその他の評価方法により測定しております。償却原価で測定されている負債性金融資産の公正価値は、同一の残存期間で同程度の信用格付を有する負債性金融資産に適用される期末日の市場金利に基づき、割引将来キャッシュ・フローによって見積っております。
- （3）社債及び借入金の公正価値は、同じ償還期限を有する類似の借入契約に適用される期末日の金利に基づき、割引将来キャッシュ・フローによって見積っております。
- （4）現金及び現金同等物並びに定期預金の連結財政状態計算書上の帳簿価額は概ね公正価値であり、上記の表に含まれておりません。
- （5）営業債務の連結財政状態計算書上の帳簿価額は概ね公正価値であり、上記の表に含まれておりません。
- （6）その他の金融資産及びその他の金融負債のうち、デリバティブ資産及びデリバティブ負債の連結財政状態計算書上の帳簿価額は公正価値であります。また、非デリバティブ資産及び非デリバティブ負債の連結財政状態計算書上の帳簿価額は概ね公正価値であります。このため、その他の金融資産及びその他の金融負債は上記の表に含まれておりません。

< 1株当たり情報に関する注記 >

1. 1株当たり親会社の株主に帰属する持分 879円86銭
 1株当たり親会社の株主に帰属する持分の算定上の基礎は、以下の通りであります。

分子項目（百万円）	
親会社の所有者に帰属する持分合計	1,771,475
1株当たり親会社の株主に帰属する持分の計算に使用する持分調整額	
親会社の株主に帰属しない金額	244,596
1株当たり親会社の株主に帰属する持分の計算に使用する持分	1,526,879
分母項目（株）	
1株当たり親会社の株主に帰属する持分の計算に使用する期末普通株式数	1,735,356,581

2. 基本的1株当たり親会社の株主に帰属する当期利益 119円43銭
 希薄化後1株当たり親会社の株主に帰属する当期利益 119円37銭
 基本的1株当たり親会社の株主に帰属する当期利益及び希薄化後1株当たり親会社の株主に帰属する当期利益の算定上の基礎は、以下の通りであります。

分子項目（百万円）	
親会社の所有者に帰属する当期利益	211,259
基本的1株当たり親会社の株主に帰属する当期利益の計算に使用する利益調整額	
親会社の株主に帰属しない金額	4,000
基本的1株当たり親会社の株主に帰属する当期利益の計算に使用する当期利益	207,259
希薄化後1株当たり親会社の株主に帰属する当期利益の計算に使用する利益調整額	
新株予約権に係る調整	△1
希薄化後1株当たり親会社の株主に帰属する当期利益の計算に使用する当期利益	207,258
分母項目（株）	
基本的1株当たり親会社の株主に帰属する当期利益の計算に使用する普通株式の加重平均株式数	1,735,359,061
希薄化効果の影響	
新株予約権に係る調整	849,138
希薄化後1株当たり親会社の株主に帰属する当期利益の計算に使用する普通株式の加重平均株式数	1,736,208,198

< 重要な後発事象に関する注記 >

当社は、次の通り社債を発行しました。

< 第1回米ドル建て無担保社債 >

- ① 発行総額 5億米ドル
- ② 利率 年3.75%
- ③ 発行価格 額面の99.612%
- ④ 払込期日 平成30年4月17日
- ⑤ 償還期限 平成35年4月17日
- ⑥ 償還方法 満期一括償還
- ⑦ 資金の使途 一般運転資金に充当する予定

(ご参考) 連結キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

項 目	第94期 (平成29年4月1日から 平成30年3月31日まで)	第93期 (平成28年4月1日から 平成29年3月31日まで)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
当期利益	216,575	155,786
営業活動によるキャッシュ・フローへの調整		
減価償却費等	120,331	111,682
固定資産損益	1,469	63,394
金融損益	△24,979	△11,409
持分法による投資損益	△148,503	△114,725
法人所得税	38,429	44,485
営業債権の増減	△135,801	△25,820
棚卸資産の増減	△102,626	24,791
営業債務の増減	158,159	64,793
その他－純額	56,719	△45,474
利息の受取額	9,607	13,425
利息の支払額	△35,069	△33,358
配当金の受取額	126,086	102,467
法人所得税の支払額	△26,974	△25,774
営業活動によるキャッシュ・フロー	253,423	324,263
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の純増減額	171	3,665
有形固定資産の売却による収入	15,647	89,684
投資不動産の売却による収入	246	13,446
貸付金の回収による収入	31,658	30,005
子会社の売却による収入（処分した現金及び現金同等物控除後）	51,722	56,622
持分法で会計処理される投資及びその他の投資等の売却による収入	63,366	105,816
有形固定資産の取得による支出	△103,176	△130,987
投資不動産の取得による支出	△406	△181
貸付による支出	△11,488	△21,052
子会社の取得による支出（取得した現金及び現金同等物控除後）	△22,990	△10,705
持分法で会計処理される投資及びその他の投資等の取得による支出	△74,492	△89,809
投資活動によるキャッシュ・フロー	△49,742	46,504
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金等の純増減額	41,733	△135,725
社債及び長期借入金等による調達	229,867	126,589
社債及び長期借入金等の返済	△487,202	△450,820
親会社の株主に対する配当金の支払額	△45,124	△34,711
自己株式の取得及び売却	△15	△8
非支配持分からの払込による収入	2,420	374
非支配持分からの子会社持分取得による支出	△1,375	△1,656
その他資本性金融商品の発行による収入	—	243,589
その他資本性金融商品の所有者に対する分配の支払額	△4,010	△2,010
その他	△5,801	△3,745
財務活動によるキャッシュ・フロー	△269,507	△258,123
為替相場の変動の現金及び現金同等物に与える影響	△13,312	△8,512
現金及び現金同等物の純増減額	△79,138	104,132
現金及び現金同等物の期首残高	704,972	600,840
現金及び現金同等物の期末残高	625,834	704,972

計算書類

株主資本等変動計算書

第94期（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本						評価・換算差額等			新株 予約権	純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金	自己株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計		
		資本準備金	その他 資本剰余金	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金							
当期首残高	262,686	91,073	32,088	273,266	△1,347	657,766	47,456	△113,328	△65,872	180	592,074
当期変動額											
剰余金の配当				△45,124		△45,124					△45,124
当期純利益				67,000		67,000					67,000
自己株式の取得					△7	△7					△7
自己株式の処分			1		0	1					1
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）							3,733	4,275	8,008	348	8,356
当期変動額合計	—	—	1	21,876	△7	21,870	3,733	4,275	8,008	348	30,226
当期末残高	262,686	91,073	32,089	295,142	△1,354	679,636	51,189	△109,053	△57,864	528	622,300

（ご参考）第93期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本						評価・換算差額等			新株 予約権	純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金	自己株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計		
		資本準備金	その他 資本剰余金	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金							
当期首残高	262,686	91,073	37,516	244,412	△1,342	634,345	37,356	△109,206	△71,850	—	562,495
当期変動額											
剰余金の配当				△34,711		△34,711					△34,711
当期純利益				63,565		63,565					63,565
自己株式の取得					△6	△6					△6
自己株式の処分			△1		1	0					0
会社分割による減少			△5,427			△5,427					△5,427
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）							10,100	△4,122	5,978	180	6,158
当期変動額合計	—	—	△5,428	28,854	△5	23,421	10,100	△4,122	5,978	180	29,579
当期末残高	262,686	91,073	32,088	273,266	△1,347	657,766	47,456	△113,328	△65,872	180	592,074

個別注記表

<重要な会計方針に関する注記>

1. たな卸資産の評価基準及び評価方法

(1) 通常の販売目的で保有するたな卸資産

主に移動平均法ないし個別法による原価法によっております。

(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

(2) トレーディング目的で保有するたな卸資産

時価法によっております。

2. たな卸資産以外の資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

① 売買目的有価証券：時価法（売却原価は移動平均法により算定）によっております。

② 満期保有目的債券：償却原価法によっております。

③ 子会社株式及び関連会社株式：移動平均法による原価法によっております。

④ その他有価証券

(時価のあるもの)：当事業年度末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

(時価のないもの)：移動平均法による原価法によっております。

(2) デリバティブ：時価法によっております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

① リース資産以外の有形固定資産

定額法によっております。

② リース資産

(所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産)

自己所有の有形固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっております。

(所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産)

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(2) 無形固定資産

① リース資産以外の無形固定資産

定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては、利用可能期間（主に5年）に基づく定額法によっております。

② リース資産

(所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産)

自己所有の無形固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっております。

(所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産)

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

4. 繰延資産の処理方法

(1) 株式交付費は、支出時に全額費用として処理しております。

(2) 社債発行費は、償還期限までの期間で均等償却しております。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

一般債権は貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権は、個別に回収可能性を検討し、貸倒見積額を計上しております。

(2) 投資損失引当金

子会社株式等の実質価額が低下している場合、回復可能性を勘案の上、必要と認められる額を計上しております。

(3) 工事損失引当金

受注工事に係る将来の損失発生に備えるため、当事業年度末の未引渡工事について、翌事業年度以降の損失発生見積額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。また、過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主に15.0年）による定額法により、退職給付費用を減額処理しております。数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主に14.1年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

(5) 債務保証損失引当金

子会社等に対する債務保証等の偶発債務による損失に備えるため、被保証先の財務状態等を勘案の上、必要と認められる額を計上しております。

6. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法 : 主に、繰延ヘッジ処理を適用しております。また、金利スワップについては、特例処理の要件を満たす場合は特例処理を適用しております。なお、為替予約等のうち、外貨建金銭債権債務に付しているものについては振当処理を適用しております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象 : 主に為替変動、金利変動、価格変動等の市場リスクを、為替予約取引、金利スワップ、商品先物取引等により個別又は包括にヘッジしております。

(3) ヘッジ方針 : 取引部課の所属する営業グループ毎にリスク管理方針を作成し、為替、金利、商品等のリスクを必要に応じてヘッジしております。

(4) ヘッジ有効性評価の方法 : ヘッジ対象及びヘッジ手段に応じて、比率分析等により、ヘッジ取引の事前、事後に有効性の評価を行っております。

7. 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

8. 大型不動産開発事業（総事業費が50億円を超え、開発期間が2年を超える事業）に係る正常な開発期間中の支払利息は取得原価に算入しております。

9. 連結納税制度を適用しております。

<貸借対照表に関する注記>

1. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

関係会社に対する金銭債権

短期	289,466百万円	長期	213,094百万円
----	------------	----	------------

関係会社に対する金銭債務

短期	727,050百万円	長期	1,005百万円
----	------------	----	----------

2. 有形固定資産の減価償却累計額 27,201百万円

3. 担保に供している資産

担保に供している資産

投資有価証券及び関係会社株式	57,293百万円
----------------	-----------

その他の流動資産	1,476百万円
----------	----------

担保に供している資産は、関係会社の借入金等に係るものであります。

4. 偶発債務

銀行借入等に対する保証債務

丸紅フィナンシャルサービス	526,849百万円
---------------	------------

丸紅米国会社	271,907百万円
--------	------------

Marubeni Iron Ore Australia	161,752百万円
-----------------------------	------------

その他（158社）	668,699百万円
-----------	------------

計	1,629,207百万円
---	--------------

その他には重複による消去86,045百万円を含めております。

銀行借入等に対する保証予約等

丸紅香港華南会社	4,266百万円
----------	----------

その他（3社）	2,867百万円
---------	----------

計	7,133百万円
---	----------

その他には重複による消去2,109百万円を含めております。

上記には、取引先の仕入債務等に係る支払保証を含めております。

輸出手形割引高	29,344百万円
---------	-----------

国内子会社等向けにグループファイナンスを行う丸紅フィナンシャルサービスに対し、当社はその必要資金の保証を行っております。当事業年度末における丸紅フィナンシャルサービス向けの「銀行借入等に対する保証債務」のうち、当社と丸紅フィナンシャルサービスとの契約に基づき、国内子会社等に対する回収リスクを当社が負っているものは次の通りであります。

丸紅アビエーション	42,838百万円
-----------	-----------

その他（22社）	130,533百万円
----------	------------

計	173,371百万円
---	------------

訴訟等

当社は、平成23年3月17日付でインドネシア最高裁判所（以下、最高裁）において当社が勝訴した訴訟（以下、旧訴訟※）と同一の請求内容である、損害賠償請求等を求める南ジャカルタ訴訟及びグヌスギ訴訟（併せて以下、現訴訟）について、第一審及び第二審での一部敗訴を受け最高裁に上告していましたが、南ジャカルタ訴訟については平成29年5月17日に、グヌスギ訴訟については平成29年9月14日に、それぞれ最高裁判決を受領しました。

※当社がインドネシアの企業グループであるSugar Groupに属するPT. Indolampung Perkasa及びPT. Sweet Indolampungに対して債権を保有し、支払の督促を行っていたところ、当該債務者2社を含むSugar Group企業（PT. Indolampung Perkasa、PT. Sweet Indolampung、PT. Gula Putih Mataram、PT. Indolampung Distillery及びPT. Garuda Pancaarta）が債権者である当社を被告に含めて当社債権・担保の無効確認及び損害賠償の請求を行ったもの。

南ジャカルタ訴訟の最高裁判決内容の要旨は以下の通りです。

南ジャカルタ訴訟：被告6名のうち当社及び丸紅欧州会社を含む被告4名が連帯して原告5社（インドネシアの企業グループであるSugar Groupに属する企業であるPT. Indolampung Perkasa、PT. Sweet Indolampung、PT. Gula Putih Mataram、PT. Indolampung Distillery及びPT. Garuda Pancaarta）に対して合計2億5千万米ドルの損害賠償金を支払うことを命じるもの。

グヌスギ訴訟の最高裁判決内容の要旨は以下の通りです。

グヌスギ訴訟：被告7名のうち当社を含む被告5名が連帯して原告4社（インドネシアの企業グループであるSugar Groupに属する企業であるPT. Indolampung Perkasa、PT. Sweet Indolampung、PT. Gula Putih Mataram及びPT. Indolampung Distillery）に対して合計2億5千万米ドルの損害賠償金を支払うことを命じるもの。

現訴訟は、旧訴訟と同一内容の請求に関して、Sugar Groupが再び当社らを提訴したものであり、上記の判決内容は、Sugar Groupの主張を棄却した旧訴訟での最高裁自身の判決と矛盾するものであると考えられます。そのため、当社は、インドネシア最高裁判所法に基づき、南ジャカルタ訴訟については平成29年10月24日に、またグヌスギ訴訟については平成30年2月6日に、それぞれ最高裁に対して司法審査（再審理）を申し立てました。

当社は、司法審査（再審理）の結果、当該判決が無効になる可能性が高いと判断しているため、当事業年度末現在においては、南ジャカルタ訴訟及びグヌスギ訴訟に対する訴訟損失引当金は認識しておりません。

当事業年度末において、上記の他、海外インフラ案件における損害賠償や債権回収に関する未解決の訴訟等がありますが、損失処理を行っている一部案件を除き、結果を現時点で予測することは不可能です。なお、これらに係る詳細な開示は、訴訟等に重要な影響を及ぼす可能性があるため、行わないこととしております。

<損益計算書に関する注記>

関係会社との取引高	
売上高	1,750,592百万円
仕入高	2,376,324百万円
営業取引以外の取引による取引高	142,414百万円

<株主資本等変動計算書に関する注記>

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数	
普通株式	2,406,660株

<税効果会計に関する注記>

繰延税金資産の発生の主な原因は、資産評価損及び組織再編取引等であり、繰延税金負債の発生の主な原因は、その他有価証券評価差額金であります。

<関連当事者との取引に関する注記>

子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

参 考	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取 引 金 額	科 目	期 末 残 高
子会社	Columbia Grain Trading	所有 間接100%	商品の 外国間取引等	商品の 外国間取引等 (注1)	685,700	売掛金 その他	73,250 2,679
子会社	Marubeni Petroleum	所有 直接100%	商品の輸入及び 外国間取引等 債務保証	商品の輸入及び 外国間取引等 (注1) 債務保証 (注2)	808,594 60,111	買掛金 未払金 その他 —	7,269 2,490 82 —
子会社	MARUBENI NORTH SEA	所有 直接100%	有償増資 債務保証	有償増資 (注3) 債務保証 (注2)	102,069 91,685	— —	— —
子会社	MARUBENI IRON ORE AUSTRALIA	所有 直接100%	債務保証	債務保証 (注2)	161,752	—	—
子会社	MARUBENI LP HOLDING	所有 直接100%	資金の援助	資金の貸付 (注4)	—	長期貸付金	116,781
子会社	MMSL	所有 直接100%	債務保証	債務保証 (注2)	87,268	—	—
子会社	丸紅フィナンシャルサービス	所有 直接100%	債務保証 資金の預り	債務保証 (注2) 資金の預り (注5)	526,849 461,601	— 預り金	— 479,559
子会社	Marubeni Finance Europe	所有 直接100%	債務保証	債務保証 (注2)	69,774	—	—
子会社	丸紅米国会社	所有 直接100%	商品の輸入及び 外国間取引等 債務保証 資金の援助	商品の輸入及び 外国間取引等 (注1) 債務保証 (注2) 資金の貸付 (注4)	958,301 271,907 100,000	買掛金 未払金 預り金 その他 — —	99,192 4,397 9 11,297 — —

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 価格その他の取引条件は、市場の実勢価格等を勘案して交渉の上で決定しております。

(注2) 同社の銀行借入金等に係る債務保証を行っており、保証料は被保証先の信用力等を勘案して決定しております。

(注3) 同社が行った有償増資を引き受けております。

(注4) 同社への資金の貸付に係る金利条件については、市場金利を勘案して決定しております。なお、資金の貸付に関して、担保は受け入れておりません。

(注5) 同社への資金の預りに係る金利条件については、市場金利を勘案して決定しております。また、資金の預りの取引金額は期中の平均残高を記載しております。

< 1 株当たり情報に関する注記 >

1. 1 株当たり純資産 358円26銭

1 株当たり純資産の算定上の基礎は、以下の通りであります。

分子項目 (百万円)	
純資産合計	622,300
純資産合計から控除する金額	
新株予約権	528
普通株式に係る純資産合計	621,772
分母項目 (株)	
期末普通株式数	1,735,534,240

2. 1 株当たり当期純利益 38円60銭

潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益 38円59銭

1 株当たり当期純利益及び潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下の通りであります。

分子項目 (百万円)	
当期純利益	67,000
潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益の計算に使用する利益調整額	
新株予約権に係る調整	△1
潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益の計算に使用する当期純利益	66,999
分母項目 (株)	
1 株当たり当期純利益の計算に使用する普通株式の期中平均株式数	1,735,539,122
潜在株式調整数	
新株予約権に係る調整	849,138
潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益の計算に使用する普通株式の期中平均株式数	1,736,388,259

< 重要な後発事象に関する注記 >

当社は、次の通り社債を発行しました。

< 第 1 回米ドル建て無担保社債 >

- ① 発行総額 5 億米ドル
- ② 利率 年3.75%
- ③ 発行価格 額面の99.612%
- ④ 払込期日 平成30年4月17日
- ⑤ 償還期限 平成35年4月17日
- ⑥ 償還方法 満期一括償還
- ⑦ 資金の使途 一般運転資金に充当する予定

< その他の注記 >

期末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。

なお、当事業年度末日は金融機関の休日であったため、以下の満期手形が当事業年度末残高に含まれております。

受取手形	322百万円
支払手形	457百万円